

循環

Vol. 134

令和2年7月



美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業資源循環協会

## 富山県災害廃棄物処理計画の改定について

富山県生活環境文化部環境政策課

県では、国の災害廃棄物対策指針等に基づき、平成29年3月に「県災害廃棄物処理計画」を策定しています。

このたび、県地域防災計画に地震被害想定が追加されたことから、災害廃棄物発生量を推計し処理フロー等を追加するとともに、令和元年10月の台風19号に伴う災害廃棄物調整手順等を一元化するなどの見直しを図り、令和2年3月に改定しました。

本県では、市町村等のごみ処理施設の広域化・集約化が進み、稼働停止の場合、処理が困難となるおそれがあることから、廃棄物処理業者や近隣他県等との連携が重要になっています。

皆様には、引き続き、災害廃棄物処理へのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いします。

計画の概要や改定のポイントは下記URLでご確認ください。



災害廃棄物の仮置き場(令和元年 台風19号関連)

URL : [http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1705/kj00017820.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00017820.html)

富山県災害廃棄物処理計画

検索

お問い合わせ先：富山県環境政策課廃棄物対策班（電話：076-444-3140）

# 廃棄物の不適正処理の防止について

富山県生活環境文化部環境政策課

廃棄物の不適正処理（不法焼却、不法投棄など）を行った場合は、違反行為をした行為者本人だけでなく、その行為者を雇用する法人にも罰則が適用されることがあるなど、厳しい制裁が課せられることとなります。

また、平成29年6月の廃棄物処理法改正により、電子マニフェスト登録が一部義務化されるなど、不適正処理への対応が強化されています。

会員の皆様におかれましては、以下の内容を再度ご確認ください、従業員等に廃棄物の適正処理について周知徹底くださるようお願いいたします。

## 1 廃棄物の不適正処理（不法焼却、不法投棄）の禁止について

### ○廃棄物の焼却の基準

廃棄物は、以下のような基準が守られている焼却炉でなければ焼却することができません。これらの基準は規模にかかわらずすべての焼却炉に適用されます。（次頁イメージ参照）

（廃棄物処理法施行令第3条第2号イ、第6条第1項第2号イ、法施行規則第1条の7、平成9年厚生省告示第178号）

- ・ 煙突先端以外から外気に燃焼ガスがもれないこと
- ・ 黒煙を排出しないこと
- ・ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われていること
- ・ 燃焼温度が800℃以上であること
- ・ 助燃バーナーが設置してあること
- ・ 燃焼室に温度計が設置してあること
- ・ 投入口に二重扉等が設置してあること（逐次投入方式の場合）

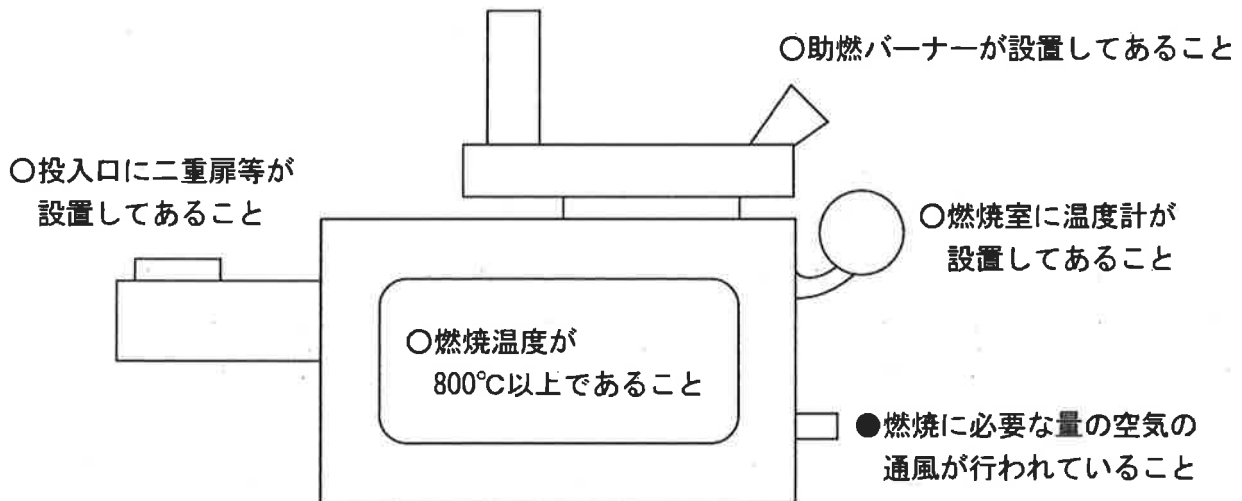
※ 廃プラスチック類で1日あたりの焼却処理能力が100kgを超える焼却炉など、一定規模以上の焼却施設の設置には許可が必要です。

### ○罰則

廃棄物処理法では、不法焼却、不法投棄をした者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科、法人に対しては3億円以下の罰金刑に科せられることがあります。未遂罪も適用されます。また、産業廃棄物処理業者が刑罰を受けると、許可の取消処分の対象となります。

基準を満たす焼却炉のイメージ

- 煙突先端以外から外気に燃烧ガスがもれないこと
- 黒煙を排出しないこと



2 廃棄物処理法の改正 (H29. 6 改正) (廃棄物の不適正処理への対応の強化) について

(1) 電子マニフェスト登録の一部義務化等

① 一部事業者の電子マニフェストの使用義務化 (R2. 4 施行)

PCB を除く特別管理産業廃棄物の発生量 50 t 以上の事業場を設置する事業者が廃棄物の処理を委託する場合に電子マニフェストの使用を義務付け

② マニフェストの虚偽記載等に関する罰則の強化 (R2. 4 施行)

1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に強化 (従前は 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金)

(2) 許可を取り消された者等に対する措置の強化 (H30. 4 施行)

許可を取り消され、又は事業の全部・一部を廃止した廃棄物処理業者で、委託された廃棄物の処理が終了していないものは、取消し等から 10 日以内に委託者に書面で通知することを義務付け

3 県の取組み

県内では、野外焼却により、火災の原因となったり、近隣住民から苦情が寄せられたりするなどの事例が受けられたことから、県や市町村、産業資源循環協会等で構成する「富山県不法処理防止連絡協議会」では、春 (3 月 23 日から 4 月 22 日) と秋 (9 月頃を予定) を重点監視期間に設定し、監視パトロールを実施しています。

また、不法投棄の防止に向けて、県 (不法投棄監視員) や市町村職員等が重点監視区域を設けて、監視パトロールを実施しています。

## ご注意ください！ ～変更を行った場合の手続きについて～

富山県生活環境文化部環境政策課

### 1 変更届出の提出について

名称や住所、法人の代表者や役員、収集運搬車両等の変更を行った場合や、事業の廃止を行った場合は、届出が必要です。

法人の登記事項証明書が必要な変更届出については、変更後 30 日以内に、それ以外は 10 日以内に届出をしてください。

### 2 許可証の書換えについて

許可証の記載事項の変更については、産業廃棄物処理業許可証再交付等申請書の提出により許可証の書換えを受けることができます。

なお、平成 29 年 10 月 1 日時点で水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている場合は、以下の書類も合わせて提出してください。

#### ① 収集運搬業

ア 事業計画書（様式第 6 号の 2 第 1 面、第 2 面、第 5 面及び第 7 面）

※積替え・保管を行う場合は第 3 面及び関係書類も添付

イ 現行許可証の写し

#### ② 処分業

ア 事業計画書（様式第 7 号の 2、第 7 号の 3、第 7 号の 5）

イ 保管施設の維持管理の留意事項

ウ 保管場所平面図

エ 保管容量等計算書

オ 保管場所掲示板の図案

カ 現行許可証の写し

※詳細は、富山県環境政策課のホームページ「水銀廃棄物の取扱いについて」をご確認ください。

### 3 様式の変更について

平成 29 年 10 月 1 日から申請書（収集運搬業等）の様式が変更になりました。

申請時には、富山県環境政策課のホームページで公開中の様式を使用してください。

※ 主な変更：事業計画の概要を記載する様式、欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面など